

神戸空港第2ターミナルにおける映画、テレビ、写真等の空港内撮影のガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、神戸空港第2ターミナル（以下「空港」という。）内の施設等において行う映画、テレビ、写真等の撮影（以下「撮影」という。）に関する許可申請手続きその他必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 撮影とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 劇場映画、テレビ、新聞、CMフィルム（CMスポットを含む）等の撮影
- (2) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のため行なう写真撮影
- (3) 教材その他広告資料等の作成のため行う撮影

(撮影場所)

第3条 撮影のために使用できる場所は、第2ターミナルビル、第3駐車場その他神戸市（以下「本市」という）が認めた場所（CIQ（税関・出入国管理・検疫）エリアは、それぞれの所轄官庁の許可を受けることを条件とする。）とする。ただし、神戸市管理区域安全管理規程第2条第2号に規定する制限区域及び同条第3号に規定する保安区域における撮影は、原則として認めないものとする。

(撮影時間)

第4条 原則として、撮影時間は、午前9時から午後6時までの間（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び空港の管理運営上本市が指定する日を除く。）で本市が指定した時間とする。

(撮影許可申請)

第5条 撮影を行おうとする者は、撮影を行うとする日の5営業日前までに空港内撮影許可申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）1通及び撮影企画書を本市に提出しなければならない。

(撮影許可)

第6条 本市は、前条の申請書を受理した場合は、撮影の目的、日時、場所、人員、撮影内容等について審査を行い、撮影内容が空港のイメージを損なわないものであるなど、当該撮影を許可することが適当であると認めるときは、当該申請書の提出者に対し、その旨を通知する。この場合において、本市は、必要に応じ条件を付すことがある。

2 本市は撮影を許可した者に対し、空港内撮影許可証を交付し、神戸空港指定管理者の関西エアポート神戸株式会社（以下「指定管理者」という。）は指定する撮影用の腕章を貸与する。

(撮影許可内容の変更)

第7条 撮影者が、空港内撮影許可証の交付を受けた日から撮影の実施予定日までの間に撮影許可を受けた内容について変更を希望するときは、速やかにその変更の内容を本市に申し出て、許可を受けなければならない。

(撮影の中止及び延期)

第8条 本市又は指定管理者は、国公賓等のVIPが出入りする時間帯、旅客の混雑時、その他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に若しくは実施中に撮影を中止させ、又は延期させることがある。

(現場責任者等)

第9条 撮影者は、撮影の実施に当たっては、現場責任者を定めるとともに保安のための要員を配置する等、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。

2 現場責任者は、撮影実施中第6条第2項の空港内撮影許可証を携帯するとともに、本市又は指定管理者が提示を求めたときは、これに従わなければならない。

3 撮影者及び当該撮影に参加するすべての者（以下「撮影者等」という。）は、撮影中は、第6条第2項で貸与を受けた指定管理者の撮影用腕章を着用しなければならない。ただし、指定管理者が認めた場合はそれに限らない。

(禁止行為)

第10条 撮影者等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 許可を受けた場所以外の場所で撮影をし、又は許可を受けた場所を撮影以外の目的に使用すること。

(2) 旅客、送迎人、見学者、従業員等に対し迷惑を及ぼす行為をすること。

(3) 本市及び指定管理者の承認を受けないで、本市及び指定管理者の施設等に商号、商標又は広告その他これに類する表示をすること。

(4) 指定管理者の承認を受けないで、撮影する部分に造作すること。

(5) 本市及び指定管理者の施設、設備等を移動すること。

(6) 本市及び指定管理者の電源を使用すること。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(中止、退去等)

第11条 本市又は指定管理者は、撮影者等がこのガイドラインに違反したとき又は本市又は指定管理者の指示に従わないときは、直ちに撮影を中止させ、空港からの退去を求める等必要な措置を講ずることがある。

(原状回復)

第12条 撮影者は、撮影の終了後、撮影に当たって使用した施設、物品等を速やかに原状に回復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 撮影者等が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損し、汚損し、亡失し、又はその他の行為により、本市及び指定管理者に損害を与えた場合又は旅客その他の第三者に損害を与えた場合は、撮影者は、直ちにその旨を本市及び指定管理者に報告するとともに、速やかにその損害を賠償しなければならない。また、撮影者等が旅客その他の第三者の故意又は過失により受けた損害について、撮影者等は、本市及び指定管理者に対し賠償の請求をすることができない。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

神戸市港湾局空港調整課 御中

会 社 名
郵便番号
住 所
代表者名
担当者名
T E L

空港内撮影許可申請書

下記により空港内で撮影をしたいので申請します。

なお、撮影にあたっては、神戸空港第2ターミナルにおける映画、テレビ、写真等の空港内撮影のガイドラインを厳守するとともに、撮影に伴う物的、人的損害に対しては、その責任の一切を負います。

記

1 日 時 : 月 日 () 時 分 ~ 月 日 () 時 分

2 目 的 :

(具体的に)

※撮影企画書がある場合は別途添付してください。

3 撮影希望場所（希望場所の○を黒く塗りつぶして下さい。）

(1) 神戸空港第2ターミナル

〔 ○1F 出発・到着ロビー ○2F にぎわい広場 ○2F 展望デッキ
○第3駐車場 〕

(2) その他 ()

*制限区域、保安区域を含む場合は、有資格者の同行が必要です。

4 制作担当者 : T E L

5 現場責任者 : T E L

当日連絡先（携帯）

6 使用機材 :

7 備 考 :

撮影スタッフ（モデル等出演者を含む全て）一覧表 ※10 名以上の場合は別紙で添付

No	氏名	現住所又は会社名	連絡先（電話番号）	腕章番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ご記入いただきました氏名、住所、電話番号等個人情報は本撮影の申請手続きのためにのみ利用します。

※制限区域内撮影の場合は、別途安全対策の書類が必要になります。

制限区域立入時の有資格同行者	氏 名：		ID番号：	
	会社名：		電 話：	
制限区域車両運行の有無	有・無	車両番号：		RJBE：

空港内撮影許可証

年 月 日

上記要件に基づき空港内の撮影を許可します。

神戸市港湾局空港調整課